

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第208号)

平成14年6月5日

横情審答申第208号

平成14年6月5日

横浜市交通事業管理者 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年3月15日交用事第549号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「慶応協議議事録12件，用地交渉記録（三益商業との交渉）7件，用地交渉記録（東急電鉄との交渉）6件，用地交渉記録（スルガ銀行との交渉）9件及びスルガ銀行電話対応記録5件」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「慶応協議議事録12件、用地交渉記録（三益商業との交渉）7件、用地交渉記録（東急電鉄との交渉）6件、用地交渉記録（スルガ銀行との交渉）9件及びスルガ銀行電話対応記録5件」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「慶応協議議事録12件（以下「本件申立文書1」という。）、用地交渉記録（三益商業との交渉）7件、用地交渉記録（東急電鉄との交渉）6件、用地交渉記録（スルガ銀行との交渉）9件（以下「本件申立文書2」という。）及びスルガ銀行電話対応記録5件（以下「本件申立文書3」という。）」（以下本件申立文書1から3までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成13年1月10日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 用地交渉について

用地交渉とは、公共用地の取得に向けて行う個々の土地建物所有者等との個別具体的な話合いである。

横浜市交通局では、計画課において、事業計画策定後鉄道事業免許及びこれに伴う工事施行認可を得て、都市計画決定、事業認可等の諸手続及び諸手続に向けての地元調整等を行うと共に、用地事務所においては、設計課からの基本設計に基づく用地取得依頼を受けて、用地測量等を実施している。そして、この用地測量等により確定した個々の土地建物所有者等と、土地の売買代金、地上権設定補償金、建物移転補償金等について理解を得るため、個別具体的な話合いを行っており、その内容は、多岐に及んでいる。

(2) 用地取得の体制

用地事務所では、市営地下鉄4号線日吉～中山間の用地取得を担当している。その用地取得体制としては、4名の課長職のもと、14名の用地取得の担当係長がおり、そ

れぞれ2名の職員との3名体制で、全土地建物所有者を分担し、当局の窓口として各係長が責任を持って対応し、用地取得に努めている。各課長職はそれぞれ、3～4名の担当係長の業務を統括している。

(3) 用地交渉記録の作成について

用地交渉記録とは、用地交渉の内容について記録するものであるが、書式等について明文の規定はなく、その作成は義務付けられたものではない。

横浜市交通局では、用地交渉に当たっては、各係長が責任を持って対応していることから、基本的に用地交渉記録は作成することとしていないが、特定の案件についてのみ作成する場合がある。

今回の市営地下鉄4号線の用地取得に際しては、慶応義塾、有限会社三益商業、東急電鉄株式会社、株式会社駿河銀行の4権利者（以下「本件4法人」という。）との交渉に関しては作成しているが、これ以外の土地建物所有者等との用地交渉に関する用地交渉記録については作成していない。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、個人の氏名及び役職名については、用地交渉の相手方である法人の窓口となっている担当者個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、本号に該当し、非開示とした。

本件申立文書のうち、内線電話については、用地交渉の相手方である法人の窓口となっている担当者である役職者が専用で使用する内線番号であることから当該役職者と一体となった情報であり、特定の個人が識別されるため、本号に該当し、非開示とした。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、交渉内容に記録された用地交渉の対象となっている土地建物を相手方が取得した経緯等は、相手方法人の権利、競争上の利益その他正当な権利利益を害するおそれがあり、本号に該当し、非開示とした。

(6) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、交渉内容及び議事内容については、横浜市交通局が提示した各種補償金、横浜市交通局と契約する際の相手方法人の考え方、移転に当たっての相手方の考え方等が記録されており、これらは、交渉当事者間の外には公表されないという双方の信頼関係を前提として、用地交渉の場で当事者間で話されている情報であって、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、

今後行われる契約締結事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 地権者は企業だけでなく、個人も存在するし、個人の地権者との用地交渉記録も作成しているはずである。にもかかわらず、企業との用地交渉記録のみを対象文書としたのは条例違反であり、その是正及び全ての用地交渉記録の開示を求める。
- (2) 一部公開した企業との用地交渉記録については、その理由は相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあることと、今後行われる契約締結事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、道路局も用地交渉を行っているが、その記録を全部公開している。交通局のみ信頼を失ったり、事務の適正な遂行に支障を及ぼす事態になることはあり得ない。
- (3) 氏名はともかくとして、役職名や内線電話は、業務に係わる情報であって、プライバシーに係るものではなく、実施機関の処分は、条例第7条第2項第2号の解釈を誤るものである。
- (4) 土地建物を相手方が取得した経緯は、届出が義務付けられている情報であり、秘密ではない。また、意思決定方法や補償金に対する相手方の考え方も名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を損なうものとはならない。買収金額は、横浜市によって公表されるし、しかも、評価額は横浜市によって決められるものである。したがって、条例第7条第2項第3号は適用されない。
- (5) 条例第7条第2項第3号の対象となるものを除くその他の部分は、同条項第6号に該当するとしているが、その他の部分が何か具体的に特定されていない。したがって、なぜ公表されることが今後行われる契約締結事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかも不明確である。
- (6) 実施機関の処分は、同条項第6号の「支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。また、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。」という条例の解釈・運用に反する。また、「原則公開の趣旨を踏まえ、開示することにより生ずる事務又は事業への支障については、いたずらに拡大して解釈することのないようにしなければならない」という解釈に反する不当な行為である。

5 審査会の判断

(1) 用地交渉事務について

横浜市交通局用地事務所では、設計課からの基本設計に基づく用地取得依頼を受けて、用地測量等を実施している。その後、用地測量等により確定した個々の土地建物所有者等と、土地の売買代金、地上権設定補償金及び建物移転補償金等についての個別具体的な話合いとして用地交渉を行っている。

(2) 用地交渉記録の特定について

ア 申立人は、地権者は法人だけでなく個人も存在し、個人の地権者との用地交渉記録（文書名が異なる場合を含む。）を作成しているはずであり、申立人が法人に限定して開示請求をしたわけではないから、本件4法人との用地交渉記録のみを対象としたのは不当である旨主張している。

そこで、当審査会では、用地事務所で保有する行政文書中に、申立人が開示請求した本件4法人以外の地権者（本件4法人以外の法人及び個人の地権者。以下同じ）との用地交渉記録に合致する内容の文書が存在するか否かについて、実施機関から事情聴取を行った。

イ 用地事務所においては、法人又は個人を問わず用地交渉の対象となる地権者について、用地交渉を行うに当たって必要とされる登記簿謄本、公図、明細図、住民票の写し、戸籍謄本等の当該土地や地権者の調査・確認等をするための基礎資料を、地権者単位の1件ファイルに綴じ込み、契約締結時に、契約手続に必要な文書を契約締結の決裁文書に添付した後、他の文書は廃棄する取扱いをしていることが認められた。

また、用地事務所における用地交渉事務の記録としては、地権者（本件4法人を含む）とのアポイントメントの日時等を、用地取得の各担当係長が個人の手帳にメモをしていること、用地交渉事務の進捗状況は各課長が統括している各担当係長から口頭で報告を受けて、その内容を各課長個人の手帳等に記録していることは認められたが、これらは、当該実施機関の職員が組織的に用いているとまでは言えず、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するものとは認められない。

したがって、本件4法人以外の地権者との用地交渉の経過・内容について記録した行政文書が、存在していることは認められなかった。

ウ その他、各交渉担当者が、公用車を使用する際に記録する公用車使用簿や、市内出張をする場合に決裁を得る市内出張命令簿には、地権者との用地交渉へ行った日

時等の事実が記録されていた。

しかし、申立人が開示請求書に記載した内容や、異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している内容から、申立人の請求内容に合致する行政文書は、地権者との用地交渉の経過や内容が記録された文書であって、公用車使用簿及び市内出張命令簿はこれに該当しないと判断することが相当である。

(3) 本件申立文書について

ア 上記 5 (2) のとおり、本件 4 法人以外の地権者との用地交渉記録は存在していることが認められなかったことから、実施機関が保有する行政文書のうち、申立人の本件請求に合致するものは、実施機関が市営地下鉄 4 号線日吉～中山間の用地取得交渉を行うに当たって、本件 4 法人との交渉の経過や内容について、記録し作成した、慶應義塾との協議議事録、慶應義塾以外の 3 法人との用地交渉記録及びスルガ銀行との電話対応記録であると考えるのが相当である。

イ 実施機関によると、用地事務所では、地元説明、測量、補償金額の提示、契約という用地交渉事務を遂行して行く中で、用地交渉記録について、通常は必要がないので作成していない。しかし、本件 4 法人については、担当係長での対応が難しい困難案件であるという課長の判断により、本件申立文書を作成していると主張している。

本件申立文書 1 は、慶應義塾との交渉について作成されており、交渉の日時、場所、相手方と実施機関側の出席者の役職名・氏名及び議事内容等が記録されていることが認められる。

本件申立文書 2 は、慶應義塾以外の 3 法人との交渉について作成されており、交渉の日時、場所、相手方と実施機関の出席者の役職名・氏名及び交渉内容等が記録されていることが認められる。

本件申立文書 3 は、スルガ銀行との電話対応の内容について作成されており、日時、相手方と実施機関の担当者の役職名・氏名及び交渉内容等が記録されていることが認められる。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、個人の氏名、役職名及び内線電話については、本号本文に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書に記録されている個人の氏名及び役職名については、いずれも用地交渉の相手方である法人の担当者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

本件申立文書に記録されている内線電話についても、用地交渉の相手方である法人の担当者の役職者が専用使用する内線番号であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された議事内容又は交渉内容（以下「交渉内容等」という。）は、交渉当事者間以外には公表されないという双方の信頼関係を前提として、用地交渉の場で当事者間で話されている情報であるから、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後行われる契約締結事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件対象文書の交渉内容等には、発言者の別とともに、用地交渉において話されたやり取りが、個別具体的に記録されており、本件4法人との用地交渉経過が時系列で詳細に把握できるものであることが認められる。

そもそも、用地交渉は、当事者間以外には公表されないという双方の信頼関係を前提とするものであって、このような用地交渉の内容を個別具体的に記録した情報は、これを開示すると、交渉の相手方との信頼関係が損なわれ、その結果として、今後行われる用地交渉が難航したり、あるいは、用地交渉に相手方が応じなくなったりするなどして、今後の市営地下鉄4号線日吉～中山間の用地取得に係る用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、本号に該当する。

(6) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書の交渉内容等のうち、用地交渉の対象となっている土地建物を相手方が取得した経緯等の情報は、本号に該当するとして非開示としているが、当該部分は、条例第7条第2項第6号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(7) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については、いずれも条例第7条第2項第2号又は第6号に該当し、開示しないことができるものであることから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

なお、実施機関においては、用地交渉事務を執行する上で、通常は必要がないとして用地交渉記録を作成せず、課長が困難な案件と判断した場合のみ作成しているが、当審査会としては、条例第1条に規定する市政に関し市民に説明する責務を全うすることができるように、用地交渉事務に関して、少なくとも、交渉の日時、場所、出席者、交渉内容の要旨等の結果記録を残すことが相当であると考えます。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 3 月15日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 3 月23日 (第 242 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 2 月 8 日 (第 263 回審査会)	・ 審議
平成14年 2 月22日 (第 264 回審査会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成14年 3 月 8 日 (第 265 回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・ 審議
平成14年 3 月22日 (第 266 回審査会)	・ 審議
平成14年 4 月12日 (第 267 回審査会)	・ 審議
平成14年 4 月26日 (第 268 回審査会)	・ 審議
平成14年 5 月10日 (第 269 回審査会)	・ 審議
平成14年 5 月24日 (第 270 回審査会)	・ 審議